近代における尼僧の災害対応の背景

Disaster Responses by a Priestess in Modern Japan

坂 上 雅 翁* Masao Sakagami

抄録

颯田本真という尼僧は明治から、大正期の日本で救援活動に尽力した。1891年から1925年の34年間で、日本中の多くの被災地を訪れた。彼女は60000もの家庭へ支援物資を届けたと言われている。本稿の目的は、本真尼の支援活動の背景を明らかにすることである。

Abstract

A priestess, Honnshin Satta, devoted herself to the relief efforts through Meiji and Taisho in Japan. During 34 years, since 1891 to 1925, she visited many disaster-stricken areas all over Japan. It is said that she delivered relief goods to as many as 60,000 houses. The aim of this paper is to clarify the backgrounds of her relief activities.

はじめに

近代、とくに明治から大正期にかけて、大災害のたびに現地へ駆けつけ、救援活動を行った颯田本真(以下、本真尼と略称する)という尼僧がいる。その活動期間は明治24年(1891)から大正13年(1925)までの34年間、災害救援で訪れた被災地は、北は北海道から南は鹿児島県までほぼ全国にわたっている。その内容は地震、津波、火山噴火、大火等で被災した23都道府県におよび、救援物資を届けた戸数は6万件に及ぶといわれる。 注1

本稿においては、一人の尼僧がこれだけ広範囲の地域、数多くの被災者に対して救援活動を行えた背景を明らかにしようとするものである。

颯田本真尼(1845~1928)は颯田清左衛門の長女として弘化 2 年(1845)11月28日に愛知県幡豆郡吉田村で誕生する,幼名はりつ。安政 3 年(1856),12歳で三河碧南郡旭村(現,碧南市)貞照院の高橋天然和上について得度,文久 2 年(1862)に慈教庵(のちの徳雲寺)という庵を結ぶ。

^{*} 関西国際大学教育学部

明治23年(1890)に三河を襲った津波で徳雲寺が被災する。これをきっかけとして、翌明治24年(1891)から34年間にわたり被災地への救済活動を行う。一方で、颯田本真尼自身は浄土律^{往2}の流れをくみ、戒律を厳しく守りながら厳しい修行と清貧をもととし、100人近い弟子も育成した。

明治23年(1890)に三河を襲った津波で徳雲寺が被災したことが、本真尼を災害への布施行の契機となった。翌24年に起こった濃尾大地震の際には、本真尼自身へ寄せられた信者の勧募に合わせ、当時、岡崎の昌光律寺にあった志運和上の信者を通じて勧募したものを罹災者へ施している。これから見ても、当初は被災者への救済事業の規模は小さなものであった。

この後しばらくは小規模な救済活動が続くが、転機となったのは明治28年(1895)の酒田大震災や翌明治29年(1896)の三陸大津波の際の救援活動とみられる。このときには、本真尼の受戒の師であった雲照律師をはじめ、目白僧園の夫人正法会の会員を通じて集められた施物を私財とともに被災地へ届けている。この夫人正法会の会員は、華族や貴族院議員の夫人たちが多く、これを契機として被災地への救済活動の規模が大きくなっていく。また、本真尼の布施行に賛同した篤志家も東京の細川家、京都の阪根家、山形の本間家、大阪の泉谷家をはじめ、三井・三菱の財閥に肩を並べる人々をはじめとして全国の有力者の間に増えていった。

本真尼の被災地への救済事業は、一人の尼僧が個人で行える規模を遙かに超えているが、その業績を資料から裏付けた研究はまだ見られないようである。これは、本真尼自身が陰徳を常とし、自らの業績を人に話さず、記録を残さずになされたからに他ならない。本稿においては、颯田本真尼が行った布施行の中から、災害救援活動の規模が飛躍的に拡大した酒田大震災(明治28年)、三陸大津波(明治29年)を取り上げ、さまざまな外部の記録から、持律と慈善救済の関係、本真尼の災害時の対応と施物の流れを中心に、被災地での被災者との交流をもとに、本真尼の救援活動の背景を明らかにする。また、救援活動の後期にあたる、佐賀県馬渡島大火災(大正7年)を取り上げ、本真尼の救援活動の一つの完成した形をみていく。

1. 本真尼と雲照律師

雲照律師は本真尼の実弟^{達3},善苗師が弟子になったことから交流が始まったと考えられ、本真尼も弟子とともに雲照律師より受戒している。雲照律師の戒律学校(のちに目白僧園と改称)には十善会と夫人攝受正法会(夫人正法会)があったが、それぞれ、機関誌として「十善寶窟」、「法の母」を発刊している。この両機関誌には、本真尼と夫人正法会の関係をたどる上で貴重な記事が多く見られ、これまで明らかにされていなかった被災地救援活動が拡大していく過程を確認することができる。

二十八年五月五日午後一時,十善会は僧園道場において,律師を戒和上に屈請して,春季菩薩戒受戒会を挙行した。證明師には,室泉寺實乗,愛染院宥乗の両律師,隨喜には廣徳寺全鏡,國上寺頓阿,歡喜院英良,藥王院宥高,南蔵院秀榮,東林寺法如,勝海上人の諸師が同席した。受者は新受,重受あわせて六百余名に及んだ。その上首に三河幡豆郡吉田村徳雲寺住持の本真沙彌尼と近住尼三名がいた。^{注4}

翌六日午後一時,僧園道場において臨時菩薩戒授與式が執行された。本真沙彌尼,念稱,教

眞, 眞瑞の近住尼の四人は, これを重受し, その後で八齋戒を受得している。 ^{注5}

これらの記事によれば、本真尼は雲照律師を戒律の師として、目白僧園の道場にて弟子たちとともに授戒している。雲照律師は、つねづね夫人正法会の会員の婦人たちへ目白僧園の雲照律師は、「戒律については私の方が詳しいが、布施については本真尼の方が上だ」と話していたという。この目白僧園での受戒を機に、皇族や華族の人々も多く名を連ねた夫人正法会との交流が始まったとみられ、これが被災地救援の規模拡大の契機となったとみることができる。

2. 酒田大震災 (明治27年10月22日)

明治27年(1894)10月22日午後5時37分,庄内地方は大きな地震に襲われた。被害はほとんど 庄内全域にわたり,最上川の川口を中心として最上川本流,赤川,藤島川,大山川の合流点付近 の被害が大で,最上川の川口に位置する酒田はとくにひどく,家屋が密集しているうえに,夕食 準備の時間であったため方々から火災が発生した。庄内地震とも酒田大地震ともよばれている。

記録によると、当時庄内の全戸18.967戸のうち、全壊3.157戸、全焼12.118戸、死者718人、負傷者808人の被害となっている。酒田のうちで最も被害の多かったのは最上川、新井田川口沿いであった。とくに船場町の惨状は目を覆うばかりで、酒田の死者162人中、70人が船場町の人である。救援にあたり、両陛下から4.000円の下賜金、本間家から200円、その他、旧藩主酒井忠篤ら多くの人々が援助に協力した。 注6

この震災被害に際し本真尼は、雲照律師より受戒後に目白僧園夫人正法会の代理として、救援物資を携え酒田に赴いている。郷土史家の故田村寛三氏は、この時のことを「石巻まで船を使い、それからは陸路で救援物資を山ほど荷車に積んできた。このときは寺町の梨屋漬物店に泊まった。ここのお婆さんが熱心な念仏信者だったことによる」と述べている。これを縁として大正10年頃まで、本真尼は本間家を中心に酒田に招かれ、多い年は1年に7回訪れ念仏結縁の法話を行っている。滞在する期間も長く、1ヶ月に及ぶこともあったという。滞在したのは、本間家のみならず、本真尼の舎利塔がある浄徳寺、脇寺瑞相寺に酒田震災横難死霊供養塔のある林昌寺をはじめ、在家の信者である齋藤家(漬け物の梨屋)、郷土史家の田村家などである。 造7

「十善寶窟」にその救済事業の様子を見ると,

二十八年五月~,受戒後,本真尼一行は山形県酒田町に赴き,震災救恤に従事。被災地への 義捐物資は,律師の『人の道』,同『軍事に関する観念』,無能上人の『本願和讃』等,三千 余部。さらに衣類二十七貫目,蚊帳五十張,古着類八十貫目,法友の美濃の智曉庵主ととも に購入した五十圓分の手拭いと風呂敷であった。

秋十一月~翌二十九年一月,本真尼一行が再度,山形県酒田市に赴き,救恤物資を施与した。 今回の義捐物資は,『人の道』等三千余部をはじめ,三河,尾張,東京,桑折,仙台,楯岡等 の有志から寄せられた衣類,四百四十貫目に及んだ。^{注8}

ここで注目すべきは、義捐物資とともに、被災地へ雲照律師の著述とともに無能上人の『本願和讃』を届けていることである。また、第二回の救恤活動の際に、篤信者の中に、桑折という地名が見えるが、これは本真尼が尊敬した無能上人ゆかりの無能寺が所在する地である。本真尼が

入寂した昭和3年には、酒田町(市政が惹かれるのは翌年)全域に「三河の尼様の追弔会」と題したチラシが配付された。その内容は「酒田大震火災の折、幾度も救助品を持参し、皆様をお慰め下された三河の国の颯田本真老尼は八十四歳を以て去る八月八日に亡くなられました。皆様と御因縁の浅からざる此の尼様の為に御弔いをいたします」というものであった。また、徳雲寺の婦人会の方々が中心となり、颯田本真尼の分骨を受け、浄徳寺境内に舎利塔を建立している。

3. 明治三陸大津波(明治29年6月15日)

1896年(明治29年)6月15日午後7時32分30秒,岩手県上閉伊郡釜石町(現・釜石市)の東方沖200km を震源として起こった,マグニチュード8.2-8.5という巨大地震であった。地震に伴って,本州における当時の観測史上最高の遡上高である海抜38.2m を記録する津波が発生し,甚大な被害を与えた。死者は22,000人弱。最大震度は4,ほとんどの地域は震度2から3程度であったため,避難が遅れ、甚大な被害をもたらした。夫人正法会の義捐活動は直後から始まっている。

同会(筆者注,夫人正法会)では律師の法話の旨を受けとめ,山田,鳥尾,三浦,田中,鼓,玉置,児玉の各夫人が発起人となり,日頃聞かされている勝鬘夫人の十種の大願の内,第八願の趣意に基づき,十善会々員や夫人正法会々員,また有縁の人々に,『謹んで海嘯被害者に衣類の施與を請ふ書』を示し,施与品等を勧募した。注9

この旨趣書には、「施与の品物は正法会会員、三河国徳雲寺、本真尼之を携え親しく被害地に臨み施与せられ候」という一項が含まれている。本真尼への厚い信頼を見ることができる。また、 雲照律師は七月三日付けで次のような本真尼宛ての書状を送っている。

片時も早く古着及被裙取集め彼地へ送付致度候間,片時も早々御上京之上,戸々に到り十善 六波羅蜜の大体を語り,人々に慈善の志を勧発せしめ被遣度希望に堪えず候也。

明治二十九年七月三日正午 雲照合掌 本真老尼前

これを受けて, 颯田本真尼は現地へ向かう。

七月十三日,同会の動きに呼応して,律師の戒弟の本真尼が上京した。同尼は,僧園に集積 された義捐品を携え,自ら被災地に臨み,手ずから施与することを志願した。

七月二十日,正法会では,本真尼のいち早い現地入りによる支援を実現するため,第一回の 義捐勧募を締め切った。即日第二回勧募を始める。^{注10}

義捐品の整理も大変な作業だったことが伺える。

ここまでに、多くの人々から寄せられた義捐品は、五万余点の多数を数えた。 正法会では、三県下における被災者の実数について、あらかじめその筋に問合せ、平等なる分与を期した。そのため、発起人の各夫人や本真尼をはじめとする数十人の女性たちが僧園事務所に日参し、二、三点、あるいは四、五づつこれを束ね、荷造りを完成した。七月二十八日午後四時、発起人各位は発送の手配などすべての準備が整ったので、律師にその物品の加持を乞うている。

近代における尼僧の災害対応の背景

律師は、僧園大講堂を荘厳し、大衆を率いて入堂され、三平等、三密相応の秘観を凝らし、うず高く積上げられた衣類等の物品に加持灑淨を行い、参列した同会々員八十数名に対して 十善戒を授け、また懇切な法話を行った。その施与品の内容は以下のとうり。

- 1 衣類等の物品五万余点
- 2 『人の道』千五百部
- 3 『十善戒自受法』一万部
- 4 阿弥陀仏尊影千体(大阪市松浦善右衛門居士印施)
- 5 地蔵菩薩尊影二万体(東京今泉六郎居士令室芳子印施)
- 6 加持土砂包三万余袋
- 7 金四百二十七圓十六錢四厘(内百二十七圓四厘は十善会義捐分)以上注11

以下、本真尼の三陸地震、大津波被災地への布施行について、「十善寶窟」、「法の母」の主立った記事から、その動きを見ていく。

八月一日,義捐品が汽車,および汽船によって現地に発送された。同日午後,本真尼は二人の沙弥尼を随え,上野発の汽車に乗り,一路仙台へ向けて出発した。律師は尼に対して,加持土砂の功徳とその供え方について,懇ろに指示を与えている。^{注12}

また今泉氏令室は、律師に懇請して、印施の地蔵菩薩尊影二万体の開眼をした上で、これを同尼に託している(「十善寶窟」「◎地蔵尊御影印施」)。

八月一日午後,本真尼一行は上野駅から汽車に乗り、仙台に向かった。 同二日、仙台に到着。 佐々木重兵衞居士邸に一泊。 翌三日、県庁に勝間田氏(県知事?)を訪ね、正法会から派遣 された旨を伝えた。氏は大変よろこばれ、各郡役所等にその旨を通達した。

一日おいた五日午後,塩竈に至り一泊。翌六日,同港から船便にて牡鹿郡石巻港に渡る。船中,水難に遭われた精霊回向のため,地蔵菩薩御影を取り出し,流水供養を行った。同乗の人々はみな隨喜して,先を争って供養された。そこで『人の道』や『十善戒自受法』等を施与した。

七日、牡鹿、桃生の二郡の役所を訪ねて慰問した。次いで十五濱に赴いたが、その惨状に戦慄したという。中でも荒濱は全村が流出し一戸も姿を留めていなかったと。その地には、三日間逗留し、『人の道』や『自受法』等を施与した。また一々墓所に詣でて回向を行った。次に十三濱に出、激甚災害地の相川をはじめ、小指、大指、谷倉、悲惨をきわめた長清水、また田の浦等十里におよぶ道程をくまなく慰問し、義捐物資をそれぞれに施与した。志津川にいたるとすぐに病院を訪ね、収容者を慰問し、物資を施与し、また法話を行い、十善戒と念仏を授けた。

十四日,清水濱に出る。当地の惨状もまた筆舌に尽くせず,死者百八十名,戸数三十四戸にのぼっている。そこから気仙沼にいたるまでの八,九ヶ村,二十六,七の字におよぶ被災地を

もれなく慰問した。なかんづく階上村は凄惨をきわめた。全村八十余戸すべてが流出、四百余の遺体は海岸の一ヶ所に葬られ、そこにはただ小石が塁々と重なる上に一本の標木のみがあったという。一行は懇ろに誦經して加持土砂を墓に納め精霊を弔っている。十七日、気仙沼に着き、同地の病院を訪ね慰問した。

まず気仙郡唐桑村,横田村等を施行。二十一日,尾張の小西三郎居士からの「十善寶窟」,「法の母」義捐物資を一ノ関まで受け取りに向かう。途中,一老夫婦の家で齋食し,地蔵菩薩御影を授けた。翌日,午後一時,一ノ関に着き荷物を受けとる。以降,末崎,大船戸,綾里,越喜來,大明戸,唐丹等の村落を慰問して施行した。九月十九日,釜石港に着く。同港の被害は県下でも突出しており,犠牲者の数は三千七百余人に及んでいる。

西閉伊郡役所は、被災者救護のため同地に出張していた。一行は同地の病院、郡役所等を一々訪れ、また被害者一同へはもれなく義捐物資を施与した。二十三日、両石に出、次いで大槌、舟越、織笠、山田、大澤、重茂等の十余ヶ村において施行した。二十九日、田老に出た。当地の被害は釜石に匹敵していた。全四百戸の内、残存するのはわずかに四十戸のみ。そこから南九戸の施行を行い、岩手県巡錫を終えた。

本真尼一行の巡錫(青森県)一行は十月九日,青森県三戸郡の被災地に到着。まづ鮫,港等で施行。十五日,上北郡に至り,百石,三澤の両村において施行。十月十七日,すべての施行を終了した。帰路,恐山に立ち寄る。二十五日,盛岡県庁を慰問し,三十一日午後,帰京している。 ^{注13}

4. 佐賀県馬渡島の火災 (大正7年1月30日)

1918年(大正7年)1月30日,佐賀県唐津市沖の玄界灘にある馬渡島(まだらじま)が大火にあう。この島は,もともと仏教徒が住む島であったが,江戸時代にカトリック教徒が九州本土から逃れて集落を形成した島である。現在,島の人口は600人ほどだが,3分の2がカトリック教徒,3分の1が仏教徒で,いまでも住む地域ははっきりと分かれ,聞き取り調査では,30年ほど前まで交流はもちろん,地域を越えて結婚する事もなかったとの事である。当時38戸の仏教徒の集落と納屋30戸も全焼する。この年の3月4日に本真尼は馬渡島へ支援物資を携え財施を施しに渡る。この時の篤信者の中で,とくに大阪船場の木綿問屋,泉谷(いずたに)儀三郎,花夫妻の本真尼を通じての財政援助は現代まで島で語り継がれている。

島の仏教徒地区である「宮の本」にある観音堂には、本真尼と泉谷花さんが菩薩の姿で祀られている。泉谷夫妻は馬渡島の支援をする以前から、本真尼を通じてさまざまな被災地へ救援物資を送っていたようであるが、とくに馬渡島の火災については全面的な援助をしている。この観音堂に伝えられている資料を見ると、当時、唐津市にもなかった蓄音機やラジオを贈り、唐津市の学校に進学する生徒には奨学金も出していることがうかがえる。

本真尼は全焼し仏壇も焼けてしまったこの島の仏教徒全世帯に、阿弥陀仏像を贈っている。この阿弥陀仏像の多くは現在も馬渡島に伝えられており、厨子には寄進した方の住所氏名が記されている。なおこの筆は、当時の浄土宗大本山の一つである京都清浄華院住職石橋誠道上人の手に

なるものである。

それぞれの厨子には施主の住所氏名が記されている。本真尼の布施行の特徴として、他の被災地に届けた施物にも、必ず施主の住所氏名が書かれていた。^{注14}

結論にかえて

持律、念仏結縁、布施行を一生涯買いた颯田本真尼は、久松真一氏の言葉から、後世「布施の行者」と呼ばれる。その理由は、国家的な慈善救済事業の骨格が未熟な時代において、戒律堅固で清貧な生活を送った浄土宗の一人の尼僧が、なんのバックグラウンドも持たずに始めた被災地への救援活動が、布施行という形で念仏結縁を通じて多くの篤信の方々の心をつかみ、全国的な広がりを見せたという事につきる。

颯田本真尼の念仏結縁を目的とした布施行は、本真尼自らの情熱と、その清貧・陰徳の姿に対して賛同した、昌光律寺の志運和上、目白僧園の雲照律師と夫人正法会の女性たち、そして東京の細川家、京都の阪根家、山形の本間家、大阪の泉谷家をはじめとする篤志家の人々と、多くの弟子たちによって支えられてきたものである。

社会的に高い地位にあり、社会貢献を真剣に考えていた人々が、大災害にさいして、社会的責任を果たそうとしたとき、いずれに救援物資を託すかについて、現在と状況は大きく違っていたと考えられる。そのような状況下で、内には戒律堅固で清貧な生活を保ち、多くの弟子を養成しながら、外には社会貢献活動を積極的に行っていた颯田本真尼との出会いがあったといえよう。さらに、本真尼に対しては篤志家にとどまらず、その慈善救済活動に対して、当時の鉄道省より日本全国の鉄道のフリーパスが与えられ、国としてもその活動を認知していた。

自らの業績を他人に話さず、ひたすら陰徳を積みながら生涯を終えた本真尼の慈善救済活動を、23都道府県にわたる被災地に残る資料、伝わっている逸話を探りながら今後さらに明らかにしていきたい。

【脚注】

- 注1 矢吹慶輝編『本真老尼』(昭和10年4月25日,慈教庵),藤吉慈海『颯田本真尼の生涯』(旧版タイトル『布施の行者颯田本真尼』,平成3年12月10日,春秋社)によって本真尼の布施行は世に知られることとなった。
- 注2 浄土宗の中でも、とくに厳しく戒律を守ることを重視する系統。興律派ともいう。
- 注3 本真尼の兄弟のうち6人が出家している。
- 注 4 「十善寶窟」第六十二輯, 雑録「十善会春季菩薩 戒授與式概況」
- 注 5 「十善寶窟」第六十二輯,「臨時授戒」,「八齋戒受者」
- 注 6 『山形県大百科事典』(1993, 山形放送出版社)
- 注7 2012年7月に現地調査を実施した。齋藤家 (漬け物の梨屋) は現在も浄徳寺の直近で商いを続けており、現在の当主の祖母にあたる方が本真尼を接待したとのことであった。ただし、齋藤家は酒田の大火で被災し、資料はまったく残っていない。
- 注8 「十善寶窟」第六十二輯「正法恢復の前兆」,同第七十一輯,雑録「眞味逆境に依て顕はる」
- 注9 「十善寶窟」雑録, 「夫人正法会の義舉」

関西国際大学研究紀要 第14号

- 注10 「十善寶窟」広告「東奥三陸羅災者救恤義捐金表」~。第七十七輯雑録「夫人正法 会募集の義捐品」
- 注11 「十善寶窟」, 「法の母」第三十八号, 雑録「義捐品御加持」, 「阿彌陀如来と地蔵菩薩の尊影印施」
- 注12 「十善寶窟」, 雑録「土砂施與」第三十八号雑録「義捐品御加持」
- 注13 「法の母」第四十一号,雑録「巡錫中の概況」,「寶窟」第八十輯,雑録「三陸被害者慰問」
- 注14 仏像の施主については全数調査中であるが、確認することのできた厨子のうち氏名が確認できた岩垂 園子さんは、NEC 創業者・岩垂邦彦氏の8人の子供たちの第7子にあたる。
- ※本稿は、京都華頂大学において開催された、平成24年度浄土宗総合学術大会における研究発表の内容を加 筆、訂正したものである。